

答 申 第 9 7 号
(諮 問 第 9 8 号)

令和 3 年 (2021 年) 10 月 15 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 2 年 (2020 年) 11 月 2 日付け鎌総第 2039 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定処分及び行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）3月9日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「1、鎌倉市が神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室に対し、連絡・提出・依頼等した文書一式 2、神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室から鎌倉市に対し、連絡・提出・回答等した文書一式」について、実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）5月18日付けで行った行政文書公開決定処分及び行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）3月9日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1、鎌倉市が神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室に対し、連絡・提出・依頼等した文書一式 2、神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室から鎌倉市に対し、連絡・提出・回答等した文書一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和2年（2020年）5月18日付け鎌倉市指令深地第50号で行政文書公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付鎌倉市指令深地第50号-1で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2に対し、令和2年（2020年）8月3日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）8月3日付けで提出した審査

請求書、同年9月2日付けで提出した反論書、同月25日付けで提出した再反論書及び同年12月23日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 不存在の理由として、口頭による回答等を得ていると説明しているが、等という説明は具体的でなく不当である。

イ 文書一式と公開請求しているのにも関わらず、全ての文書が公開されていない。

3 実施機関の行政文書公開決定及び行政文書不存在決定理由説明要旨

令和2年(2020年)8月24日付けで提出された弁明書、同年9月16日付けで提出された再弁明書、令和3年(2021年)5月7日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 口頭による回答等との記述は公開請求書に記載された連絡・提出・回答等という表現を回答等という表現にひとまとめにしたものであり、不存在理由の説明として、具体性を損なう不当な記載ではない。
- (2) 公開請求の趣旨に合致する行政文書の存否を確認した上で、不存在決定を適切に行っており、不当な決定処分ではない。

4 審査会の判断

- (1) 当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件処分1及び本件処分2に係る本件請求対象文書は、鎌倉市と神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室との間で取り交わされた文書である。

- (2) 審査請求人は、①県に対する要望事項、②回答様式(県から回答)1、③県に対する要望事項、④回答様式(県からの回答)2、⑤メール(県からの回答)1、⑥メール(市からの依頼)、及び⑦メール(県からの回答)2、を証拠として提出し、これらの文書が

本件処分 1 又は本件処分 2 において公開されるべきであったと主張する。

(3) 実施機関は、審査請求人の主張する上記①から⑦までの文書について、次のとおり説明する。

①及び③は、神奈川県議会の議員団からの照会に対する回答として同議員団に宛てて発送した文書の一部であって、神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室に提出したものではなかった。

②及び④は、神奈川県の手紙様式による文書ではあるが、鎌倉市として収受していない。

⑤から⑦については、鎌倉市と神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室との間で委員会の開催日程の調整等を行ったものであり、軽微な事務処理に係るものであることから、鎌倉市行政文書管理規則（平成 14 年 3 月 8 日規則第 20 号。）第 3 条第 1 項に基づき、行政文書として記録していない。

上記の実施機関による説明には、いずれも不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 3 / 9	行政文書公開請求書が提出される
5 / 1 8	行政文書公開決定通知書、行政文書不存在決定通知書送付
8 / 3	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
8 / 2 4	処分庁が審査庁に弁明書を提出
9 / 2	審査請求人が審査庁に反論書を提出
9 / 1 6	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
9 / 2 5	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
1 1 / 2	審査庁が審査会に諮問
1 2 / 2 3	審査請求人が審査会に意見書を提出
3 / 5 / 7	第 124 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
6 / 4	第 125 回審査会で審議
8 / 6	第 126 回審査会で審議
9 / 3	第 127 回審査会で審議
1 0 / 1 5	答申（答申第 97 号）